

○うきは市A I オンデマンドバス広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、うきは市広告掲載要綱（令和3年うきは市告示第21号。以下「広告掲載要綱」という。）第3条の規定に基づき、本市のA I オンデマンドバス(以下「デマンドバス」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 本広告事業は、他の道路交通の障害にならず、かつ、安全を阻害するおそれがない範囲で実施することを要件とする。

2 本広告の広告主は、広告掲載要綱第4条及びうきは市広告掲載基準(以下「広告掲載基準」という。)の規定によるものとする。

(広告媒体の種類及び規格)

第3条 広告の媒体の種類及び規格は、次のとおりとする。

- (1) バス車体 縦15センチメートル×幅40センチメートル以内
- (2) バス車内 デジタルサイネージで放映する場合の動画データ（60秒程度）
- (3) バス停 20文字以内の名称
- (4) うきは市ホームページのうち公共交通に係るページ 20文字以内の名称
- (5) バス運行ルートマップ 20文字以内の名称

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1年を単位とする。

2 広告掲載期間には、デマンドバスの運休日及び市のサーバ等のメンテナンス等により市ホームページの公開を停止する期間を含むものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、次の各号に掲げる広告主の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) ゴールドパートナー 年額300,000円
- (2) シルバーパートナー 年額150,000円
- (3) ブロンズパートナー 年額50,000円

2 前項の規定において、申込の期間が第4条に規定する期間に満たない場合も同一料金とする。

3 広告掲載料は、市長が定める期日までに一括納入しなければならない。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、広報うきは又は市ホームページ等で公募するものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 公募を行うに当たって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる

(広告掲載の申込み)

第7条 広告主は、市ホームページに広告を掲載しようとするときは、うきは市A I オンデマンドバス広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、掲載を希望する1月前までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、第2条第2項の規定により、広告掲載の可否を決定する。

- 2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、うきは市A I オンデマンドバス広告掲載決定通知書(様式第2号)により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、広告掲載要綱第4条及び広告掲載基準の規定によるほか、ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したときは、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告主の責めに帰することのできない理由により、広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の月数を掲載期間の月数で除した額に第5条で規定する年額を乗じた額とし、千円未満は切り捨てるものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

- 3 第三者から広告主の広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(損害賠償)

第13条 広告主は、第9条の規定により広告掲載が取り消された場合は、本市に対して損害の賠償を請求しないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、広告掲載要綱及び広告掲載基準の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年度は、第4条の掲載期間を令和7年10月1日から令和9年3月31日までとする。

- 3 前項の規定において、第11条第2項で規定する広告掲載料の返還を行う場合は、掲載を取り消した月の翌月以降の月数を18で除した額に第5条で規定する年額を乗じた額とし、千円未満は切り捨てるものとする。